公共建築の日 コスト研記念講演会

今後の公共施設のあり方

首都大学東京 客員教授 山本 康友

静かなる時限爆弾

国や地方公共団体の公共施設の課題が、時限爆弾のように静かに忍び寄ってきている。音もなく、本当に密やかに徐々に徐々に迫ってきている。気が付いた地方公共団体は少しずつではあるが、対応を考えて、様々なことに取組みを始めている。

しかし、多くの地方公共団体は、従前からも何となく分かっていたが、決定的な処方箋がないため解決を引き延ばし、後回しにしてきたのが実情である。さすがに解決を後回しにすることは限界に来ていることが理解され始めてきている。

更に、国(総務省)は各省、各地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定を促し始めた。一部の先進的な地方公共団体を除いては、この策定要請に戸惑いを隠せないのが実態である。

しかし、地方公共団体を取り巻く環境は相当に 悪化してきていることから、すぐにでも実態を直 視して、速やかな手段を用い、今後の公共施設の あり方についての考えをまとめ、対応していかな ければならないときになってきている。

公共施設等に迫る課題

2-1 公共施設の定義

公共施設は、どういうものを指すのか。都市計

画法第4条第14項では、公共施設は、「道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。」と定義されている。同法施行令第1条の2では、公共の用に供する施設は、「下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。」となっており、インフラ及びプラント施設と定義されている。

地方自治法第244条では、普通地方公共団体は、 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供 するための施設(これを公の施設という。)を設 けるものとされている。公の施設における住民の 利用に供する目的は、直接住民の福祉を増進する ためであって、利用そのものが福祉の増進となる ものでなければならないとされている。つまり、 住民に対して、直接の福祉目的でなくてはならな いのである。

また、総務省消防庁が毎年報告している防災拠点となる公共施設等の耐震化推進調査結果概要では、公共施設等とは、「防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設など」となっており、公用・公共用を問わず、防災拠点となる公共建物を対象としている。

平成26年の4月22日に、総務省から出された「公共施設等総合管理計画の策定」における要請では、公共施設等とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。」そして、「具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント

系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理 場等)等も含む包括的な概念である」と記載され ている。

このように、法の目的によって、インフラ、プラント施設だけなのか、公共建物を対象とするのか、更には、インフラ、プラント施設に公共建物を含むものなのか、種々の公共施設の言葉の定義は異なっている。

それ以外にも、社会資本の分類には、生産関連 や市場関係によるものかによって、また、事業主 体の公共性、民間性によっても考え方が変わる。

「日本の社会資本2012 (内閣府政策統括官)」によると、1967年の経済審議会地域部会社会資本分科会で用いられた範囲が、最も広義な社会資本とされており、概ね公共建物とインフラ及びプラント施設に分類されている (表1)。

対象とする公共施設としては、すべての社会資本のうち、民間資本を除いた公共資本(国、都道府県及び市町村所管分)を対象と考えている。その中で、公共施設マネジメントとして行うのは、公共資本に含まれる公共建物、インフラ及びプラント施設のすべてを対象として、マネジメントを行う必要がある。しかし、公共施設のうち、インフラ及びプラント施設については一部の交通機関や通信施設を除いては代替機能がないものが多く、また、施設の廃止や機能の統廃合などが難しいという性質を有している。

このことは、インフラ及びプラント施設の整備 や維持更新に関する対策としては基本的に施設の 長寿命化や民間委託による運営などに限定されて おり、ハードそのものは、国土交通省の長寿命化 修繕計画等によって既に一定の方向性が示され、 全国的にも、その取組みが広まりつつある。

そのため、今後の公共施設のあり方については、インフラ及びプラント施設については、公会計上からの現在及び将来に渡っての、財政への影響が大きいことにより、財政面のみを対象とする地方公共団体が多い。多くの地方公共団体では、今後、公共施設については、取組みの方向性を含めて、公共建物に限定したものとして捉えていく

表 1 日本の社会資本2012 (内閣府政策統括官)

	社会資本					
	公共資本	民間資本				
1. 交通・ 通信施 設	道路、港湾、空港、鉄 道、電信電話、郵便	私鉄、有 線放送施 設				
2. 住宅· 生活環 境施設	公営住宅、公務員住宅、 住宅公団賃貸住宅、上 下水道、簡易水道、下 水道、終末処理施設、 ごみ処理施設、し尿処 理施設、都市公園	住宅				
3. 厚生 福祉施 設	公立病院、公立診療所、 保健衛生施設、社会福 祉施設、児童福祉施設、 労働福祉施設	私立病院・ 診療所・ 歯科診療 所、社会 福祉施設				
4. 教育訓練施設	公立学校施設(幼稚園 ~大学、各種学校)、社 会教育施設、社会体育 施設、職業訓練施設	民間(同左)				
5. 国土 保全施 設	治山、治水、海岸の各 施設					
6. 農林 漁業施 設	農業、林業、漁業の各 施設					
7. その 他	公共工業用水道、1~ 6に該当しない地方政 府社会資本(庁舎等)					

ものと考えられる。

なお、一部であるが、コンパクトシティを目指した街づくりを行うことで、インフラ等の再編・整理統合を検討することや、また、例えば、降雪時の融雪対策上からの住民移転を行うなどの、季節によってのコンパクトシティ化を実行している地方公共団体も出始めてきている。

2-2 公共施設におけるマネジメントの考え方

マネジメント(Management)とは、一般的には、経営、管理、調整、運営、運用などとして用いられ、企業経営の中枢として行われてきた。変

化の激しい企業経営環境の中で、最大限の利益を 得るためや、企業としての発展をするための目標 達成についての活動とも言える。

そのため、企業は、自らの投資効率と評価分析を行い、次の投資形態や方法を修正しながら、その繰り返しを行うことで最大限の利益、発展を目指す行為の体系化がマネジメントとも言える。

公共についても、公共施設について、遅まきながらマネジメントの考え方を取り入れ始めてきている。また、企業では、会計については、発生主義に基づく複式簿記による複数年度会計が一般的であり、欧米でも公共機関は発生主義を採用していることが多い。

日本の公共団体は、現金主義による単年度会計 のこともあり、年度ごとに、公共施設を建設し、 その後に発生する運営や維持管理予算がつかめな くなるため、公共施設におけるマネジメントの概 念が欠如したものになっている。

しかし、近年の公共施設の整備、維持管理や運営に対しては、大きな課題が山積みとなっている。このような、今後の公共施設を取り巻く厳しい環境を考えると、地方公共団体が目指すべき行政目標実現のため、公共施設をより戦略的な観点からマネジメントすることが必要かつ重要となってきている。

そのため、今後の公共施設のあり方では、民間企業の経営手法として効果を上げているファシリティマネジメント(FM: Facility Management)やアセットマネジメント(AM: Asset Management)の理念や手法を行政経営に取り入れることが始まってきている。

日本FM協会の定義では、FMは、「企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と土地、建物、設備等を、最適な状態(最小のコストで最大の効果)で保有、賃借、使用、運営、維持する経営活動と言われている。

先進的な地方公共団体ではFMの担当部署を設けて、保有するファシリティの一元的な管理・運営から資産管理・運用まで行われ始めてきてい

る。更に、FMを既に導入している地方公共団体では、公共施設が持つ公共性、公益性に配慮しつつ、民間企業等とは異なるFM手法や運用を行っている。

また、AMは、企業などが保有資産(アセット)を効率よく管理・運用する手法を指しており、証券や不動産の分野でよく使われている。民間では、株式などの金融資産や不動産など実質資産の資産全般を対象に、安全性を確保しながら、投資利回りを最大化することと言われている。

地方公共団体でのAMの考え方は、特に、土木部門での活用が進められており、実質資産であるインフラ施設を効率よく管理し、低コストで維持・補修・更新していくこととして行われている。このため、公共施設の整備や管理・運営に対する課題や今後の公共施設を取り巻く厳しい環境を踏まえ、先進的な地方公共団体では新たな視点に立った公共施設の整備や管理・運営の手法が導入されている。

こうした公共施設へのマネジメントは、徐々にではあるが、今後の地方公共団体経営に必要不可欠な手法として考えられてきている。公共施設におけるマネジメントは、真に住民にとって必要な機能を重視し、民間公共を問わず、機能を担える整備・運用を行財政運営の中で行うことであり、またインフラ・プラント施設におけるマネジメントは、効率よく管理し、低コストで維持・補修・更新していくことであると言える。

2-3 施設に迫る4つの課題とひとつの変化

公共施設を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、4つの大きな危機が迫っている。そして、この危機は相互に関連しながら一気に押し寄せてきている。また、住民についても大きな変化の兆しがみられる。以下に、4つの危機とひとつの変化について述べる。

第1に、総人口数の減少と人口構成の変化が挙 げられる。

国立社会保障・人口問題研究所では、総務省統

計局の人口推計に基づき、新たな我が国の将来人口推計を平成25年(2013年)3月に公表した。推計結果を見ると、平成23年の日本の総人口は1億2,779万人となっており、初めて日本の総人口が減少に転じた。今後とも、この傾向は続くと考えられ、長期の人口減少になることは間違いないと予測される。

日本の将来推計人口(平成24年1月)による と、平成42年(2030年)には1億1,662万人、平 成60年(2048年)には1億人を割って9,913万人 となると推計されている。

都道府県別の人口及び増減率の将来推計では、 平成17年(2005年)と平成22年(2010年)を比べ てみると、既に多くの都道府県、市町村で人口減 少が続いている。都道府県では、秋田県、和歌山 県、青森県等の40道府県で人口減少となってお り、人口増加は東京都、神奈川県、愛知県等の7 都県に限られている。

市町村については、人口統計資料2013年(国立社会保障・人口問題研究所)によれば、平成17年(2005年)から平成22年(2010年)にかけて、全国1,805市町村のうち、1,245の市町村(全体の69.0%)で人口減少が進んでいる。この傾向は更に進み、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけては1,546市町村(85.7%)、平成27年(2015年)から平成32年(2020年)にかけては1,700市町村(94.2%)、平成42年(2030年)から平成47年(2035年)にかけては1,767市町村(97.9%)に達する。

このような総人口の減少は、これまで必要とされていた公共施設の余剰化や遊休化が更に進展することが予測される。今後、人口規模の減少が予測される地方公共団体では、利用者の減少に伴い活用が十分に行われていない施設が増加し、特に、過疎地域などに、その傾向は顕著になると考えられる。このため、人口規模に応じた公共建物の再編や統廃合等が必要になってくる。また、インフラ、プラント施設についても、人口数の減少は、過疎と相まって見直しの対象となりうるのである。

次に、人口構成の変化である。少子高齢化の進行に伴い人口構成が短期間のうちに、大きく変化 してきている。

平成22年(2010年)の国勢調査結果によると、 我が国の人口構造をみると、総人口1億2,806万 人のうち、年少人口(15歳未満人口)は1,680万 人(総人口の13.2%)、生産年齢人口(15~64歳 人口)は8,103万人(63.8%)、老年人口(65歳以 上人口)は2,925万人(23.0%)となっている。平 成17年(2005年)と比べると、年少人口が4.1% 減、生産年齢人口が3.6%減であるのに対して、 老年人口は13.9%増となっており、少子高齢化が 着実に進行している。

特に人口減少地域、過疎地域などでは、少子高齢化の進行が急激で、地域活力の低下や地域コミュニティの衰弱などが課題となっている。このような傾向は、日本全体の課題ではあるが、個々の地方公共団体を捉えてみると、ケースによって大きく異なることがある。

総人口数の減少に加えて、少子高齢化と生産年齢の減少は、おおよそ似たような傾向ではあるが、地域によって、その減少幅、増加幅が異なり、また、地域によって年代が異なっている。例えば、岐阜県内のいくつかの市を見てみると、やはりそれぞれの市によって異なっている。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測によれば、岐阜市、大垣市と飛騨市では、大きく様相が異なる(表2~5)。

飛騨市の総人口数は、他の都市に比べての減少割合は大きいが、65歳以上の高齢者数は、2015年をピークに減少傾向を示している。また、介護対象となりうる75歳以上の人口についても、2025年をピークに減り始めている。また、ピーク人口も他の都市に比べると、比較的穏やかである。介護対象施設の拡充などの施策は必要ではあるが、他の都市に比べれば対応し易いとも言える。しかし、飛騨市の場合は、生産年齢人口数の減少割合が大きいため、将来的な財政対応が難しいと言える。

こうした人口構造の変化は、地方公共団体にお

表2 2010年の総人口数を100としての比較

総数	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	100	98.4	96.0	92.9	89.3	85.5	81.5
大垣市	100	98.4	96.1	93.2	89.9	86.3	82.7
高山市	100	96.1	91.9	87.3	82.5	77.6	72.7
多治見市	100	97.3	94.1	90.1	85.6	80.6	75.4
飛騨市	100	92.7	85.8	78.8	71.9	65.5	59.5

表3 2010年の65歳以上人口を100としての比較

65歳~	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	100	112.4	115.9	115.1	115.1	116.6	120.4
大垣市	100	112.7	117.8	118.0	118.1	119.2	123.1
高山市	100	111.2	113.7	111.6	109.5	106.7	106.5
多治見市	100	120.1	129.4	132.4	132.6	132.5	132.3
飛騨市	100	104.6	103.0	97.2	91.7	85.6	81.1

表4 2010年の75歳以上人口を100としての比較

75歳~	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	100	116.1	131.6	148.2	148.5	143.0	142.0
大垣市	100	114.8	129.1	146.6	150.4	147.0	145.8
高山市	100	111.4	120.0	134.6	135.5	129.6	124.7
多治見市	100	120.5	145.6	177.0	186.0	183.7	178.6
飛騨市	100	106.5	109.4	114.6	110.7	102.2	95.4

表5 2010年の生産年齢人口数を100としての比較

15~64歳	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	100	94.4	91.1	88.1	83.9	78.2	71.1
大垣市	100	94.4	90.9	87.9	84.1	79.0	72.4
高山市	100	90.5	84.7	79.9	74.5	68.6	61.1
多治見市	100	91.0	84.8	79.5	73.9	67.2	59.9
飛騨市	100	87.3	79.1	71.8	64.4	57.4	49.8

ける公共施設のあり方に大きな影響を与えている。少子化に伴い保育所等の児童福祉施設、幼稚園・学校等の教育施設の余剰が発生するとともに、 急速な高齢化は、高齢者福祉施設、介護施設などの不足をもたらしている。

また、高齢者の増加に伴い、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、即ち、住民の誰もが安心・安全に公共施設を利用するためのハードウェア面のリニューアルも求められてきて

いる。

第2に、安全の神話の崩壊と公共施設の一斉老 朽化が挙げられる。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県を中心に大きな人的・物的被害をもたらし、公共施設をはじめ多くの建物が深刻な被害を受けるとともに、建物の崩壊等により貴重な人命や財産が多数失われた。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に全国の多くの公共施設が重大な被害を受けた。被害を受けた公共施設の中には、建物の非構造部材である天井材の崩落等により死傷者が発生したケースや施設が使用不能になり行政機能や行政サービスがストップしたところも見られた。

更に、笹子トンネル事故が発生したこともあり、安全に対する住民の危機意識が高くなり、公 共施設の安全への見直しや地域の防災性の向上が 求められてきている。

その一方で、多くの公共施設が災害復旧の司令本部として、被災者や帰宅困難者などの避難場所として利用されており、その有用性や必要性が再認識されている。このような震災時に被害を受けた公共施設を見ると、耐震化等の対策が十分に行われていない施設が多いが、中には十分な耐震化が行われていた公共施設においても、想定外の被害が発生している。耐震化済みの公共建物のうち、深刻な被害を受けた建物については、老朽化に対応したメンテナンス等が十分に実施されていなかったことなどがその原因として指摘されている。

このため、今後想定される大地震などの発生時においても機能する公共施設の維持管理が必要である。そのため、公共施設が安心・安全に利用できる環境づくりは、施設管理者である行政の最も重要な役割のひとつである。大震災を教訓に、地方公共団体の区域内の公共施設の耐震性や安全性を、再度、確認することが求められている。

次に、高度成長期に作られた公共施設の一斉老 朽化の課題が挙げられる。 地方公共団体の公共建物や道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設の多くが1970年代~1990年代の高度成長期を中心に数多く整備されているため、こうした公共施設が老朽化の時期を迎えることとなり、今後一斉に更新(大規模改修や建替え、架け替えなど)が必要となってくる。

また、公共建物の建築設備も、年々、老朽化しており、築20年以上が経過した建築設備は大規模な改修・修繕が必要になってきている。

第3に、国と地方公共団体の厳しい財政状況が 挙げられる。

今までの長引く経済的低迷により、国・地方公 共団体の歳入は大きく減少しており、行財政運営 が厳しさを増している。現在、少しずつ活発化し ている経済活動も、未だ地方まで波及していない 状況もあり、地方公共団体は、厳しい財政状況を 強いられている。

このような地域経済の状況等を背景に、簡素で 効率的な行財政システムを構築するとともに、自 らの行財政運営について透明性を高め、公共サー ビスの質の維持向上に努めることが迫られてい る。このため地方公共団体は、職員給与や定数の 削減を始めとして、行政改革に積極的に取り組ん でいる。しかし、今後の厳しい財政見通し等を勘 案すると、これまでの取組みに加え、より一層の 改革の推進に迫られている。

特に、平成の大合併により生じた余剰・重複施設 (機能)の課題も挙げられる。平成15年から平成17年にかけて市町村合併がピークを迎え、平成11年3月末に3,232あった市町村の数は、平成25年1月末の時点で1,719にまで減少した。合併した市町村は、庁舎や議会棟(議事堂)、文化ホールなどの多くの余剰施設、重複施設、類似施設を抱えて、施設の再配置や機能の再編等が必要となってきている。

市町村が合併を推進した目的のひとつが健全で 効率的な行財政運営の推進である。合併の効果を 上げていくには公共施設の再編が大きな課題であ り、今後は住民ニーズ等を踏まえ、利用率のデー タなどを基に、余剰や重複となっている施設や機 能を点検、再編することが求められてきている。

合併市町村では、合併特例終了後の普通交付税 交付金の縮減にも対応していかなければならな い。合併市町村は、合併年度を含めた10年間は、 合併前の旧市町村ごとに計算した普通交付税交付 金の合算額が交付額となる合併算定替が特例とし て認められている。

しかし、合併後10年を経過すると交付金の額は 5年間をかけて調整され、15年後には特例措置が 終了して、合併した新しい地方公共団体の財政需 要に応じた交付額に適正化されるとなっている。 このため合併市町村では、合併特例終了後を見据 えた歳出の適正化を図る必要があり、公共施設に 係る歳出の見直しが必要不可欠となっている。こ のことは、すべての地方公共団体では、将来的な 財政見通しにたった行財政運営は必須であるが、 とりわけ合併市町村は、行政改革等を通じた新た な行政体制の整備が求められている。当然、公共 施設についても、将来的な財政見通しに立脚した 総量や維持管理、施設配置の適正化を検討する必 要がある。

第4に、地球環境への配慮とエネルギーの効率 化が挙げられる。

地球温暖化が進む中で、CO₂(二酸化炭素)排出抑制などの地球環境に配慮した街づくりが求められてきている。更に東日本大震災による原子力発電所事故を契機に電力などの省エネルギー化が必須になってきている。そして、公共施設、インフラ施設などでも、電気・ガス・水道などのエネルギー全体の効率化を進めることが必要になってきている。

また、原子力発電の停止や円安による公共施設 全体の光熱水費の上昇は、地方公共団体にも大き く影響を及ぼしている。環境問題に配慮した公共 施設運営を進めていくことは、地球環境への配慮 に留まらず、無駄なコストの削減、利用者の利便 性の向上など様々な効果が期待できる。

このことは、公共施設を利用した再生エネル

ギーの活用(太陽光発電・太陽熱利用など)や、施設の緑化などを通じた環境緩和方策(公共施設の緑化、敷地等の緑地保全によるヒートアイランド現象の抑制など)などの環境への先導的な取組みは社会的に大きな意味を持つと言える。

環境問題への対応は、個別施設の最適化だけでなく、地方公共団体全体の最適化を進めることが必要である。その際は、国・関係地方公共団体、民間企業、大学などの研究機関との連携も必要である。

更に、公共施設整備に対する住民意見や意向の 大きな変化が挙げられる。

住民相互間でも多様な考えがあり、また地域による意識差などが見られるため、今後の公共施設のあり方についても住民間での価値観の差異が見られる。公共施設の利用者などの意見は比較的行政に届き易くなっているが、一般の住民の意見・意向は潜在化し易く(サイレントマジョリティ)、その意向把握には無作為による調査や新たな住民参加の手法を導入することなども必要と言える。

しかしながら、意識差等もあるが、それを克服 して全体としてのあり方についての考えを持つ住 民が見られるようになってきている。地方公共団 体を取り巻く厳しい行財政の状況についても、施 設白書の公表などを通して深刻に受け止めている 住民も顕著になってきている。今後の持続可能な 行財政のあり方に対しての関心も高く、適正な行 財政運営の実現に向けた改革・改善に対する期待 や要望が徐々にではあるが強くなってきている。

そのため、公共事業のあり方にも大きな見直しが必要となってきており、特に公共建物のみならずインフラ等のハードウェアの整備は、多額の負担を住民側が長期間にわたって求められることから、新規の整備に対しては真に必要な公共施設に限定することが強く求められてきている。更に、近年の公共施設の老朽化が大きな社会問題となってきていることから、公共施設に対する投資についても、既存施設の維持・管理に重点を置いた配分を行うべきだとする意見も強く出されてきてい

る。

このため、真に必要な公共施設を整備する住民 参加・協働型の公共施設整備手法の導入や、新規 の公共建築物の整備抑制を行い、既存の公共施設 の建替え等をストップしている地方公共団体も増 加してきている。今後の公共施設の整備にあたっ ては、住民の意見・ニーズ等を十分に反映したシ ステム構築が重要と言える。

以上の4つの危機とひとつの変化は、全国の地方公共団体の共通の課題である。このことは既存の公共施設、インフラ施設のあり方について、ゼロリセットを進めることにもなりうる。また、住民にとっての真に必要な公共施設を行政側と住民との共通理解の下で整備することにも繋がる。今後、本当に必要な公共施設等を再整備するためにも、早急な公共施設マネジメントのシステム構築と実施が急務になってきたと言える。

3 今後の公共施設のあり方

公共施設を取り巻く厳しい環境は、全国の地方 公共団体の共通の課題となっている。このために は、従来のような公共施設の質・規模と行政ニー ズにより公共施設を存続させる考え(図1)か ら、図2のような財政と行政サービス水準と施設 規模の3次元的な考えに基づいた公共施設のあり 方が問われてきている。

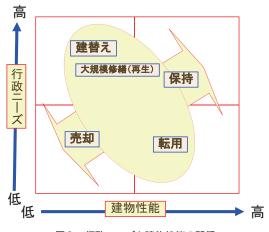


図1 行政ニーズと建物性能の関係

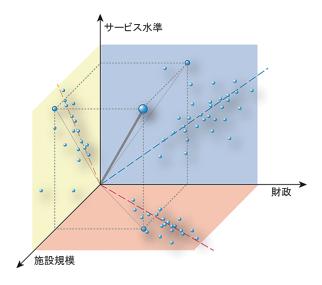


図2 サービス水準と財政、施設規模の関係

今後の公共施設のあり方には、まず、公共施設のデータについての統一的な構築が必要である。 その上でデータの一元的な管理を実現していくことも重要である。つまり、所有や運用している公共施設の情報を的確に収集・更新し、更には施設情報の適正な分析・評価を行う必要がある。そして、公共施設のムリ、ムダなどの徹底的な排除を行った上で、総合的・計画的な視点に立っての、全庁的な推進をする必要がある。

最初の取組みとしては、公共施設の現状・課題・今後の方向性に対する社会的合意の形成が挙げられる。公共施設の現状や課題についての情報を市民、施設利用者、関係機関などと行政とが共有し、今後の公共施設の総合的な見直しの方向性について社会的な合意を形成することが必要である。このためには公共施設白書の公表、市民に対する情報提供を拡充する取組みとしての公共施設情報の共有化、見える化が重要となる。また、多様な住民の意見・意向の把握を十分に行うことが必要であり、施設利用者だけではなく、いわゆるサイレントマジョリティと言われる潜在化している市民層の意向の把握も重要となる。

次の取組みとしては、公共施設改革に向けた基本方針の策定と言える。公共施設改革を総合的・

計画的に進めていくために、改革の理念や方向性について、住民と行政とが、あるいは行政内部の各部署が、十分な合意形成を図りながら、改革に取り組む必要がある。そのためには、公共施設マネジメントの基本方針の早期な策定が重要となる。

更に、次の取組みとしては、目標の実現に向けた公共施設の見直しの実際の推進である。実現に向けた具体的な取組みを展開する必要がある。具体的な取組みは、今後の公共施設のあり方の見直しを進める上での試金石となることから、迅速な対応が求められる。地方公共団体が置かれている厳しい財政状況を見ると、公共施設についての見直しに与えられた時間は限られており、公共施設に係る考え方の実行は、短期間での解決の見通しを図ることが必要となる。

また、地域経済活性化、健全化への貢献から街づくりへ進める上では、住民や民間企業、NPO団体の優れた提案を活かすことで、新しいノウハウやアイデアが、地域雇用の創出や地域経済活動の活発化を促すことが見込まれる。

更に、街づくりにおいても、その地域特有の個性、特殊性を活かすような事業に対して、住民目線からの活用を図ることで、生き生きとした街づくりへの貢献ができうると考える。

そのためには、既存の補助制度、既存の公共施設のゼロベースリセットを行うことで、新たな仕組みに集中投資、優先順位付けを行うことが活性化、健全化を促進させるものと確信している。その中から、新たな街づくりへの萌芽が生じると言える。

(参考文献)

- 1)「日本の社会資本2012」内閣府政策統括官, 2012.11
- 2)「合併効果を活かした公共施設の適正配置及びマネジメントに関する調査研究」茨城県古河市・(一財) 地方自治研究機構, 2103.3
- 3) 五十嵐健、有川智、山本康友、門脇章子、李祥準ほか『公共施設 マネジメントハンドブック』日刊建設通信新聞社, 2014.7
- 4) 『都市自治体におけるファシリティマネジメントの展望』(公財) 日本都市センター, 2014.3